

千代田区婚活支援事業助成金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、結婚を希望する区民に対し、官公庁が主体となって実施する出会い支援事業を利用するために要する経費を予算の範囲内で助成することにより、当該事業の利用を促進し、結婚を希望する区民の出会いの機会の創出及び結婚の支援を図り、もって地域コミュニティの醸成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） TOKYO縁結び 東京都が主体となって実施し、TOKYOふたりSTORY AIマッチングシステム事務局が運営するAIマッチングシステムをいう。
- （2） 登録画面 TOKYO縁結びの利用登録状況が確認できる画面であって、紹介開始日及び会員期限が表示されるものをいう。

（助成対象者）

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第5条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 千代田区に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている住所をいう。）を有する者
- （2） 独身者
- （3） 申請日が属する年度の4月1日時点で20歳以上49歳未満の者
- （4） 申請日が属する年度内（令和8年度にあっては、令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間）に、TOKYO縁結びの利用登録又は更新に係る費用を支払った者

（助成対象経費等）

第4条 この要綱による助成の対象となる経費は、対象者がTOKYO縁結びを利用するために支払った費用とする。

2 助成金の額は、対象者1人につき1万1,000円とする。ただし、この要綱による助成金の交付は、対象者1人につき1回限りとする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千代田区婚活支援事業助成金交付申請書兼口座振替依頼書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、千代田区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

- （1） 登録画面が確認できる書類
 - （2） 利用登録又は更新に係る費用の支払を確認できる書類
 - （3） その他区長が必要と認める書類
- 2 区長は、必要に応じて、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うことができる。

（交付決定及び通知）

第6条 区長は、前条第1項の規定による助成金の交付申請があった場合は、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは千代田区婚活支援事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは千代田

区婚活支援事業助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 区長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、当該交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に助成金を交付するものとする。

2 前項の規定による助成金の交付は、当該交付決定者が指定する金融機関口座に振り込む方法により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認められたとき。

（2） この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。

（3） その他区長が不相当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、千代田区婚活支援事業助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第10条 助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）に定めるところによる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

千代田区長 殿

千代田区婚活支援事業助成金
交付申請書兼口座振替依頼書

千代田区婚活支援事業助成金について、次のとおり申請するとともに、助成金の交付が決定された場合には、その支払を請求します。なお、申請に当たり、本助成金交付要綱の内容を理解し、これを遵守するとともに、次の事項に同意します。

- ・区が住民基本台帳等により申請要件（住所・年齢等）を確認すること
- ・区が登録画面その他必要書類により、T O K Y O縁結びの利用登録状況を確認すること
- ・虚偽の申請等が判明した場合は助成金の返還に応じること

※区の公簿等により要件を確認できない場合は、必要な書類の提出又は提示を求めることがあります。

1 申請者（本人のみ）

登録事業名	T O K Y O縁結び		
紹介開始日	年	月	日
会員期限	年	月	日
支払額	円	申請額	11,000 円

2 振込口座

※申請者本人名義の口座を指定してください。

金融機関名				支店名				
金融機関コード		預金種目	口座番号					
支店コード		普通						
フリガナ								
口座名義								

※口座名義が旧姓や通称名の場合は、申請者と口座名義人が同一人物であることが分かる書類を添付してください。
※当座預金の場合は、預金種目「普通」を「当座」に変更してください。

チェック欄	添付書類
☐	① 登録画面が確認できる書類（紹介開始日及び会員期限が表示されたもの）
☐	② 利用登録又は更新に係る費用の支払を確認できる書類
☐	③ その他区長が必要と認める書類（必要な場合のみ）

年 月 日

様

千代田区長

千代田区婚活支援事業助成金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千代田区婚活支援事業助成金について、下記のとおり
交付を決定しましたので通知します。

記

1 助成金の名称
千代田区婚活支援事業助成金

2 交付決定額
金_____円

【注意事項】

- ・本助成金は、申請内容に虚偽等が判明した場合は返還を求めています。
- ・交付決定後であっても、要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合は、決定を取り消すことがあります。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

千代田区長

千代田区婚活支援事業助成金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千代田区婚活支援事業助成金について、下記のとおり
不交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 助成金の名称
千代田区婚活支援事業助成金
- 2 不交付の理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

様

千代田区長

千代田区婚活支援事業助成金
交付決定取消通知書

年 月 日付（文書番号）にて通知をしました千代田区婚活支援事業助成金交付要綱に基づく助成金交付決定につきまして、同要綱第8条の規定に基づき、下記の事由により取り消しましたので、通知いたします。

記

取消しの理由：